

令和4年8月8日

広島県 A 地区のタクシー運賃改定要請について

令和4年8月3日付けで広島県 A 地区（広島交通圏）のタクシー事業者である株式会社宝塚かもめタクシー及び株式会社城北タクシーから一般乗用旅客自動車運送事業の公定幅運賃（※1）の変更（運賃改定）を求める要請書が提出されましたので、お知らせします。

なお、広島県 A 地区において本要請の日から3ヶ月の受付期間を経た後、要請書を提出した事業者の合計車両数が、運賃適用地域内の法人事業者（※2）全体の車両数の7割（※3）を超えた場合、運賃改定要否の判断を行うこととなります。

要請者（令和4年8月3日現在）

- 法人名：株式会社 宝塚かもめタクシー
住 所：広島県広島市東区山根町32番15号
- 法人名：株式会社 城北タクシー
住 所：広島県広島市安佐南区長東西1丁目1番48号

運賃適用地域 広島県 A 地区

広島市（平成17年4月25日編入の旧佐伯郡湯来町の区域を除く）、廿日市市（平成15年3月1日編入の旧佐伯郡佐伯町、吉和村及び平成17年11月3日編入の旧佐伯郡大野町、宮島町の区域を除く）、安芸郡府中町、海田町、熊野町、坂町

主な要請の概要

- 株式会社 宝塚かもめタクシー

車種	初乗距離・運賃		加算距離・運賃		時間制(30分毎)	
	現行	要請	現行	要請	現行	要請
大型	1,244m 640円	1,200m 730円	256m 90円	205m 90円	3,550円	4,500円
普通	1,197m 580円	1,200m 660円	303m 80円	242m 80円	2,900円	3,450円

- 株式会社 城北タクシー

車種	初乗距離・運賃		加算距離・運賃		時間制(30分毎)	
	現行	要請	現行	要請	現行	要請
大型	1,244m 640円	1,364m 730円	256m 90円	233m 90円	3,550円	3,950円
普通	1,197m 580円	1,364m 660円	303m 80円	275m 80円	2,900円	3,050円

※1 公定幅運賃

「特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適性化及び活性化に関する特別措置法等の一部を改正する法律」に基づいて指定した特定地域・準特定地域におけるタクシー運賃は、国土交通大臣（地方運輸局長に権限委任。）が指定した運賃の範囲（公定幅運賃）から事業者が運賃を選択し、届ける運賃の制度。

※2 法人事業者

法人事業者とは、1人1車制個人タクシー事業者を除くタクシー事業者を指す。

※3 7割ルール

公定幅運賃の変更（運賃改定）については、変更の要請書を提出した法人事業者の車両数の合計が、地域内の法人事業者全車両数の7割以上となった場合に手続きを開始する制度が通達で設けられている。なお、車両数は、ハイヤー及び福祉輸送サービス限定の車両数を除く。

参考

・車種

大型・・・普通自動車のうち排気量2リットル（ディーゼル機関を除く。）を超えるもので乗車定員6人以下のもの。（ハイブリッド自動車を除く。）

ハイブリッド自動車のうち排気量2.5リットル（ディーゼル機関を除く。）を超えるもので乗車定員6人以下のもの。

普通・・・普通自動車のうち排気量2リットル（ディーゼル機関を除く。）以下で乗車定員6人以下のもの及び小型自動車で乗車定員6人以下のもの及び小型自動車で乗車定員6人以下のもの。

ハイブリッド自動車のうち排気量2.5リットル（ディーゼル機関を除く。）以下、乗車定員6人以下のもの。

普通自動車、小型自動車のうち内燃機関を有しないもので乗車定員6人以下のもの。

・要請受付期間

令和4年8月3日 ～ 令和4年11月2日

・広島県A地区における法人事業者数（令和4年8月1日現在）

72事業者（ハイヤー及び福祉輸送限定事業者を除く。）

・広島県A地区における法人事業者合計車両数（令和4年8月1日現在）

2715両（ハイヤー及び福祉輸送限定車両を除く。）

・過去の運賃改定状況（広島県A地区）

前回改定 令和2年2月1日実施

【問い合わせ先】

自動車交通部旅客第二課（梅田・青山）

TEL:082-228-3450/FAX:082-228-3452